

項目		利用料・円	自己負担額の目安・円				
			1割	2割	3割		
基本療養費	訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1日につき)	週3日まで30分以上	5,550 (5,050)	555	1,110	1,665	
		週4日以降30分以上	6,550 (6,050)	655	1,310	1,965	
	訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一建物居住者) (1日につき)	週3日まで30分以上	5,550 (5,050)	555	1,110	1,665	
		週4日以降30分以上	6,550 (6,050)	655	1,310	1,965	
		3人以上に	週3日まで30分以上	2,780 (2,530)	278	556	834
			週4日以降30分以上	3,280 (3,030)	328	656	984
() 准看護師の場合							
管理療養費	訪問看護基本療養費(Ⅲ) (1日につき)	入院中(外泊時1~2回)	8,500	850	1,700	2,550	
	機能強化型訪問看護療養費3	月の初日	8,700	870	1,740	2,610	
		2日目を以降	3,000	300	600	900	
	訪問看護管理療養費Ⅰ (強化型以外)	月の初日	7,670	767	1,534	2,301	
		2日目を以降	3,000	300	600	900	

	難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500	450	900	1,350	
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
	乳幼児加算	※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800	180	360	540	
		上記以外	1,300	130	260	390	
	緊急訪問看護加算 (診療所又は在宅支援病院の指示のもと、1日につき1回限り)	14回/月まで	2,650	265	530	795	
		15回/月以降	2,000	200	400	600	
加算	複数名訪問看護加算	看護師	1日1回の場合	4,500	450	900	1,350
			1日2回の場合	9,000	900	1,800	2,700
			1日3回の場合	14,500	1,450	2,900	4,350
		看護師 + 准看護師	1日1回の場合	3,800	380	760	1,140
			1日2回の場合	7,600	760	1,520	2,280
			1日3回の場合	12,400	1,240	2,480	3,720
	看護補助者等(週1日)	3,000	300	600	900		
	長時間訪問看護加算/90分超え(要件により週1~3回限り)	5,200	520	1,040	1,560		
	24時間対応体制加算 (月1回) 精神科訪問看護は除く	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800	680	1,360	2,040	
		上記以外	6,520	652	1,304	1,956	
	特別管理加算(月1回)	悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル	5,000	500	1,000	1,500	
		自己腹膜透析、血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸、自己疼痛管理、肺高血圧、人工肛門・膀胱、点滴注射管理、真皮を超える褥瘡	2,500	250	500	750	
	退院時共同指導加算(1回、別表7、8は2回/適応時)	8,000	800	1,600	2,400		
	退院時共同特別管理指導加算(上記に加え、特別加算の対象のみ)	2,000	200	400	600		
	退院時支援指導加算(退院日/適応時/複数回に渡る指導を要する際)	6,000	600	1,200	1,800		
	在宅患者連携指導加算(適応月/月1回まで)	3,000	300	600	900		
	夜間・早朝訪問看護加算(18-22時/6-8時)(1日1回まで)	2,100	210	420	630		
	深夜訪問看護加算(22-翌6時)(1日1回まで)	4,200	420	840	1,260		
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応月/月2回まで)	2,000	200	400	600		
	看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750		
	精神科重傷患者支援管理連携加算 (適応時月1回、6月を限度)		8,400	840	1,680	2,520	
			5,800	580	1,160	1,740	
	訪問看護情報提供療養費(月1回)	1,500	150	300	450		
	訪問看護ターミナルケア療養費(適応時 1つのセッションのみ)	25,000	2,500	5,000	7,500		
	訪問看護ターミナルケア療養費2(適応時 1つのセッションのみ)	10,000	1,000	2,000	3,000		

※ 超重症児又は準超重症児
 特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
 特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

医療保険給付対象外の訪問看護利用料金は全額自己負担で利用できます

利用料は医療費控除の対象となります